

## 2. 知的財産分野

# (1) 知的財産分野に係るTPP協定の概要

TPP協定で対象となる知的財産は、商標、地理的表示、特許、意匠、著作権、開示されていない情報等。

知的財産の保護水準の向上と、知的財産権の行使について規定し、もって、知的財産権の保護と利用の推進を図る内容となっている。

なお、知的財産権の保護と利用の推進に関する具体的例は次のとおり。

## 例1: 模倣品・海賊版対策の強化

(合意内容)

- 模倣品・海賊版の水際での職権差止め権限の各国当局への付与
- 商標権を侵害しているラベルやパッケージの使用や映画盗撮への刑事罰義務化など



(効果)

- ◇ 中小企業の約2割が模倣品による被害を受けているなか、中堅・中小企業の製品の模倣品の防止やブランド・技術の保護にメリット。
- ◇ コンテンツの海賊版防止にメリット。

## 例2: 地理的表示(GI)の相互保護制度整備

(合意内容)

- 国際協定に従って地理的表示を保護し、又は認定する場合の手続の共通化

(効果)



- ◇ 我が国の生産者が海外でGIの登録申請を行う負担の大幅な軽減や、海外でのGI登録によるブランド化の促進により、我が国農林水産物・食品・酒類の輸出促進にメリット。<sup>91-</sup>

## (2) 知的財産分野に係るTPP協定の概要

### 【各合意の概要】

#### ○ 特許

- ・TRIPS協定等の既存の国際条約よりも広い特許付与範囲(植物由来発明や用法発明に関する規定を含む。)や、特許付与までの遅延に対する特許期間の調整を規定。  
→ 広い範囲の技術に対して、有効な権利期間を有する特許権を取得することが可能となり、我が国企業等のTPP域内への進出を促進することが期待される。

#### ○ 商標

- ・商標の国際的な出願を一括で行えるようにする「マドリッド議定書」又は商標出願手続の国際的な制度調和と簡略化を図るための「商標法シンガポール条約」の締結が義務付けられた。  
→ これらの条約を締結していないマレーシア、カナダ、ペルー等における商標権取得の円滑化が図られるものと期待される。
- ・商標の不正使用について、法定損害賠償制度又は追加的損害賠償制度を設ける。  
→ TPP協定参加国内において、侵害を受けた権利者の立証負担の軽減が図られ、権利者の救済に資する。  
なお、国内法の整備に当たっては、民法の原則など我が国の法体系に即したものとなるよう留意。

## (2) 知的財産分野に係るTPP協定の概要

### ○ 著作権

- ・著作物等の保護期間を著作者の死後50年から死後70年等とする。
- TPP協定締約国内において、国際的な制度調和に加え、長期的に人気を博する作品から継続的に収益を得られることから、新たな創作活動へのインセンティブの向上や、新たなアーティストの発掘・育成が期待される。  
なお、国内の保護期間の延長により権利者不明著作物等の増加が予想されるため、協定締結を契機として、権利者不明著作物等の利用円滑化方策について検討し、順次実施。
- ・故意による商業的規模の著作物の違法な複製等を非親告罪とする。ただし、市場における著作物等の利用のための権利者の能力に影響を与えない場合はこの限りではない。
- TPP協定締約国内において、悪質な海賊行為について、取締りの実効性を上げ、正規品流通を促進できる。  
なお、国内法の整備に当たっては、二次創作への萎縮効果を生じないように、対象範囲を適切に限定。
- ・著作権等の侵害について、法定損害賠償制度又は追加的損害賠償制度を設ける。
- TPP協定締約国内において、侵害を受けた権利者の立証負担の軽減が図られ、権利者の救済に資する。  
なお、国内法の整備に当たっては、民法の原則など我が国の法体系に即したものとなるよう留意。

## (2) 知的財産分野に係るTPP協定の概要

### ○ 地理的表示(GI)

・GIの保護又は認定のためにTPP協定締約国が守るべき手続を規定。この中で国際協定に従ってGIを相互に保護し、又は認定する場合の手続が定められている。

→ 国際協定に従ってGIを保護した場合、我が国生産者の負担の大幅な軽減や、海外でのGI登録によるブランド化の促進により、我が国農林水産物・食品・酒類の輸出促進にメリット。

【Ⅱ 3 (3)】

TPP協定の締結に必要な国内実施のため、国内法との整合性に留意しつつ、必要な措置を講ずる。また、TPPを契機として、輸出促進に向けた地理的表示(GI)等に関する措置を講ずる。

①特許・商標関係

- 不合理な遅延に係る特許権期間延長、特許の新規性喪失例外期間の延長、商標不正使用に対する民法の原則を踏まえた法定の損害賠償制度等に関し、所要の措置を講ずる。

②著作権関係

- 著作物等の保護期間の延長、著作権等侵害罪の一部非親告罪化、著作権等侵害に対する民法の原則を踏まえた法定の損害賠償制度等に関し、所要の措置を講ずる。その際、権利の保護と利用とのバランスに留意し、特に、著作権等侵害罪の一部非親告罪化については、二次創作への委縮効果等を生じないように、対象範囲を適切に限定する。